解散公告

当社は、平成二十四年七月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

大阪市住之江区北島三丁目一九番一七号

淀食品工業株式会社

代表清算人　草野　正明

解散公告

当社は、平成二十四年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

神戸市兵庫区永沢町四丁目四番九号

株式会社アークス

清算人　沖　享

解散公告

当社は、平成二十四年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

沖縄県那覇市辻二丁目一番二五号

株式会社P&N

代表清算人　儀間　健一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

岐阜県高山市朝日町甲一六一二番

甲生産森林組合

代表清算人　塚本　武夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階おもてまち法律事務所内

社団法人林原共済会

清算人　加瀬野忠吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一四番

財団法人科学技術振興会

代表清算人　平本　秀俊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月十八日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

高知県高知市本町四丁目二番一五号

職業訓練法人高知県建設業訓練協会

清算人　山中　栄廣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月十五日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

高知県高知市本町四丁目二番一五号

社団法人高知県下水道協会

清算人　坂本　安廣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都江戸川区小岩六丁目二九番五号一階

医療法人社団あやみ会

清算人　堀内　彩珠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月三十一日存続期間の満了により平成二十四年八月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号

財団法人抵当証券保管機構

代表清算人　仁尾　徹

解散公告（第三回）

当法人は、文部科学大臣の解散命令により、平成二十四年七月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都墨田区江東橋四丁目二九番一二号あいおい損保錦糸町ビル内

財団法人小川育英会

清算人　岡村　満子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

山口県下関市岬之町一二番一五号

財団法人岬之町文化向上会

清算人　安田　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市大字野里字牧ノ原四番地二、最後の住所青森県五所川原市字中平井町一四二番地一　被相続人　亡　須藤　甚衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

青森県五所川原市中央三丁目二〇一番地

原妙子司法書士事務所

相続財産管理人　原　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡大河原町大谷字西原前二〇一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村上　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル八階

相続財産管理人　大友　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市桧町三丁目九番、最後の住所山形市桧町三丁目九番一一号　被相続人　亡　石井　範久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

山形市城北町一丁目三番一七号　五十嵐法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青柳　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通三丁目三五三四番地、最後の住所群馬県太田市新島町九四五番地一　被相続人　亡　峰　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

群馬県太田市浜町一八番九四号

相続財産管理人　弁護士　福島　武